

# ペットはルールを守って飼いましょう

犬や猫などペットに関する苦情が多く寄せられています。一部の人がルール違反をすることで、犬や猫が嫌われてしまいます。ペットを飼うときは以下のことを守りましょう。



市民部 生活環境課  
995-1816

## ●犬の登録をしましょう

室内で飼っているからといって登録をしていない方はいませんか。犬を飼うときは登録が必要です。飼い犬には鑑札と注射済票をつけてください。

## ●犬の散歩をするときは

### ふんや尿の後始末を必ずしましょう

犬のふんや尿の後始末をしていますか。ふんの処理道具を持っていても、他人の畑や道路の植え込み、川などにふんを捨てる方がいて、近隣の方がとても迷惑しています。散歩の前に排泄を済ませ、もしふんをしてしまったら、必ず片づけましょう。水を入れたペットボトルを携帯し、尿をした場合はきれいに流しましょう。

## ●犬の放し飼いはしない

犬が人をかむ事故が起きています。必ずおりに入れるか、丈夫な鎖や綱でつなぎましょう。散歩の時も必ずリードをつけて放さないようにしましょう。

## ●ペットは一生涯大切に飼いましょう

9月に施行された改正動物愛護管理法では、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）が明記されています。子猫を捨てることは犯罪です。改正動物愛護管理法第44条により、100万円以下の罰金を科されます。繁殖を望まない場合は去勢・不妊手術をしましょう。補助金制度があるのでご活用ください。

## ポッチとニャンチの愛の伝言板

この伝言板は、飼っている動物を飼えなくなってしまった方、産まれた動物を誰かにゆずりたい方が、新しい飼い主を見つける情報交換の場です。

動物を飼いたい方は、伝言板に書いてある連絡先に直接ご連絡ください。市役所1階生活環境課の前に設置してあります。

## 飼い主のいない猫対策

生活環境課では、ボランティアと地域住民の三者協働で、飼い主のいない猫にTNR(※)を実施しました。9月にはモデル地区で24匹の猫に去勢・不妊手術を実施し、エサの片づけやトイレの管理をしています。地域の皆様のご理解とご協力を得られる場合は、他の地域へのTNRの実施を予定しています。興味のある方は、ボランティアへご参加ください。

### ※TNRとは

T = Trap(トラップ)

猫を捕獲器などで捕獲すること

N = Neuter(ニューター)

去勢・不妊手術を猫に施すこと

R = Return(リターン)

元いた場所に手術後の猫を戻すこと

野良猫の寿命は4～5年といわれています。適切に管理することで自然と猫の数は減っていきます。



手術済の印の耳カット

## ⚠️ 飼い主のいない猫にエサをあげている方へ

お腹をすかせた猫たちを見かねてエサを与えている人は、エサの食べ残しやフンの始末などをしっかりしてください。そして、猫がこれ以上増えないよ

うに去勢・不妊手術をしてください。周辺環境に気を配り、近隣の理解を得ることが大切です。ボランティアへの参加もご検討ください。

## 飼い犬飼い猫がいなくなった時の連絡先

東部保健所衛生薬務課 920-2102

生活環境課 995-1816

裾野警察署 995-0110